

女性活躍推進法に基づく
特定事業主行動計画
(第2次前期計画)

令和8年4月
青森県鱒ヶ沢町

鰯ヶ沢町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画 (第2次前期計画)

令和8年4月1日
鰯ヶ沢町長
鰯ヶ沢町議会議長
鰯ヶ沢町教育委員会
鰯ヶ沢町選挙管理委員会
鰯ヶ沢町代表監査委員
鰯ヶ沢町農業委員会

鰯ヶ沢町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、鰯ヶ沢町が策定する特定事業主行動計画である。

法は、令和18年3月31日までの時限立法となっており、本計画は前計画（令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間）に引き続く計画として策定する。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2. 計画の対象職員

鰯ヶ沢町職員（連名で策定した任命権者に任命された職員とする。非常勤職員等についても、本計画の趣旨を踏まえ、該当する制度等について対象とする。）

3. 計画の体制整備等

当町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取り組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行う。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた取り組み、数値目標

本計画の策定にあたり、法に基づき、当町における女性職員の職業生活における活躍に関する状況等を把握・分析し、次のように数値目標を設定し、目標達成に向けた取り組みを図る。

(1) 採用関係

①採用した職員に占める女性職員の割合

職種	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
一般行政職	50.0%	25.0%	25.0%	50.0%	50.0%
保健師	-	100.0%	-	-	100.0%
土木建築	-	-	-	-	0.0%
社会福祉	-	-	-	-	-
全職種	50.0%	40.0%	25.0%	50.0%	50.0%

過去5年間の町職員採用者のうち、女性は平均で43%であったが、目標値の40%を大きく下回る年もあった。

～今後の取り組み～

- ・引き続き町採用試験の女性受験者に向けた積極的な広報活動（毎戸配布、ホームページ、LINE等）に努める。
- ・公正公平な選考による意欲と能力のある女性の採用に努める。
- ・女性が働きやすい職場環境の整備に努め、求職者への広報活動に努める。

～数値目標～

- ・令和12年度まで継続して採用者の女性割合を40%以上とする。

(2) 管理的地位への女性職員の登用

①管理職（課長級）に占める女性職員の割合 及び 各役職段階に占める女性職員の割合

役職	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	伸び率 (R7-R3)
課長級	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0 ㊦
課長補佐級	20.0%	20.0%	23.3%	23.3%	23.1%	3.1 ㊦
係長級	51.4%	54.8%	50.0%	48.4%	48.5%	-2.9 ㊦
係長級以上	21.3%	21.7%	20.8%	20.8%	20.5%	-0.8 ㊦

過去5年間において、女性管理職はいなかった。また、係長級以上に占める女性職員の割合もほぼ横ばいであり、低い状態が続いている（5年間の平均…36.28%）。

～今後の取り組み～

- ・女性職員を多様なポストへの積極的な配置に努める。
- ・女性職員を対象とする研修や外部研修（市町村アカデミー等）への派遣を行う。
- ・女性職員を各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。

～数値目標～

- ・令和12年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を10%以上とする。
- ・令和12年度までに、係長級以上の女性職員の割合を40%以上とする。

(3) 育児休業等の取得促進

①男女別の育児休業取得率

職種	性別	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
一般行政職	男性	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	女性	-	-	100.0%	100.0%	100.0%
福祉職	男性	-	-	-	-	-
	女性	100.0%	-	-	-	-

②取得期間の分布状況

過去5年間において育児休業を取得した男性職員（1名）の取得期間…2週間以上

過去5年間において、女性職員の育児休業取得率は100%を維持しているのに対し、男性職員の育児休業取得率が伸び悩んでいる。

③男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
取得率	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%	0.0%
5日未満取得率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5日以上取得率	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%

過去5年間において、男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得対象者は合計6名であったが、休暇を取得した職員は2名であった。

～今後の取り組み～

- ・出産を控えている女性職員及び配偶者が出産を控えている男性職員に対し、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加休暇等）の活用促進や助言を行う。
- ・超過勤務の縮減、事務の簡素合理化の促進、時間外勤務縮減のための意識啓発等により、職業生活と家庭生活の両立を図る。

～数値目標～

- ・令和12年度までに、育児休業の取得率を男性職員85%以上、女性職員100%とし、うち男性職員の2週間以上の取得率を100%とする。
- ・令和12年度までに、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率を100%とする。